

地震保険は必要



東日本大震災を機に、地震保険への注目が一気に高まりました。地震大国である日本に生活 拠点を置く限り、地震に対する備えはあるに越したことはないでしょう。

東日本大震災での地震保険の支払い実績より

支払件数:約74万件 支払金額:約1兆2185億円(阪神淡路大震災の16倍) 地震発生から3か月の間に約1兆円もの支払いを終えました。

※ 地震保険の支払については、6 兆 2000 億円まで政府が保証。今回の東日本大震災の保険金 支払金額は約1兆1910億円でした。



地震保険は火災保険のセット商品

地震保険は政府と損害保険会社が共同で運営。単体では入ること ができず火災保険とセットで入ります。

地震保険を提供しているどこの損保会社で加入しても保険料や補

償内容が同じです。契約内容や金銭面で差がつかないようになっています。

賃貸住まいの場合 地震保険 必要? 不要?

賃貸物件の場合、契約時に火災保険も一緒に契約するパターンが 一般的です。そこに地震保険を付与するかどうかですが、賃貸ですから



建物の権利は所有していないので、補償対象は家財になります。家財とは、パソコンやテレビ、 冷蔵庫、食器など・・・。ただし、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属や宝石、美術品 などは地震保険の対象にはなりません。車も含まれません。

地震が起きると、生活の再建には時間のかかるケースがほとんどです。そんな中で衣類やパソ コン、電化製品を新しく買い直すためにも、入居者に地震保険の加入を勧めることは検討の余地 があるでしょう。アパート・マンションの「建物」だけではなく、入居者の生活の再建も視野に 入れて、地震保険を考えてみてはいかがでしょうか。

分譲マンションに住んでいる場合



マンションでの地震保険は、ロビーやエントランスなどの「共有部分」 と、自分が住んでいるスペースを指す「専有部分」とに分かれています。

共有部分は管理組合で加入しているのが通常です(例外もあります)。共有部分に損害があり、専 有部分になくとも、主要構造部である共有部分の3%以上の損害を受けると、それに応じて保険金 が支払われる仕組みになっています。逆に共有部分は無事だったけれど、専有部分に損害が生じた 場合、その査定は専有部分ごとに個別に査定されます。加入していなければもちろん〇円です。

専有部分の地震保険を付帯することで、共有部分・専有部分どちらに損害が生じても保険金を 受け取れる可能性が広がるということです。必要性ですが、「入っておいた方が無難」でしょう。

一戸建ての住宅

マンションやアパートと比べると一戸建ての場合は、損害額が大きくなりがちです。地震保険に 加入することによって経済的ダメージを軽減することができます。多額のお金を払ってようやく手に 入れたマイホームが、地震によって崩壊したり、津波に流されたり、または地震が原因で火事が起こ って焼失してしまったりしたら、精神的ダメージはもちろんですが、経済的ダメージもかなり大きな ものとなることは間違いありません。更に住宅ローン支払いを終えているかいないか、という点もか なり重要なポイントになります。ローンの残高が残っているのであれば、被害を受けて住むことので きないマイホームに対して、返済を続けなければなりません。また自分が住むことのできない家のた めにお金を払い続けるということが、精神的にダメージを与えてしまいかねません。

もし、地震保険に加入していれば、一戸建てのマイホームが崩壊してしまったとしても、建物と家 財の時価の合計額か、もしくは地震保険料の満額を受け取ることができます。

既にローンを支払い終わっていれば、この保険を元手に新しい住居に移ることができますし、ロー ンが残っているのであれば、保険金の一部で支払いをすませることができます。

地震保険料は所得控除ができます

| 所得税(国税) | 払込地震保険料 | 地震保険料控除額 |
|------------|---------------|-------------|
| | 年間 50,000 円以下 | 払込地震保険料 |
| | 年間 50,000 円超 | 50,000円 |
| 個人住民税(地方税) | 払込地震保険料 | 地震保険控除額 |
| | 年間 50,000 円以下 | 払込地震保険料×1/2 |
| | 年間 50,000 円超 | 25,000円 |

火災保険10年超廃止

日経新聞から

平成26年7月から東日本大震災の巨額の保険金支払いが発生し、地域ごとのリスクの見直しが図 られ、地震保険料が値上がりしました。

損害保険各社は、2015年10月以降の始期契約より、火災保険の期間を現行の最長36年から最 長 10 年に改定が行われます。台風や豪雨などの自然災害が増えて、将来のリスクの予測が難しくな っているためです。但し、改定されるまでに契約した 10 年を超える契約に関しては、2015 年 10 月以降も有効です。